

■第1回 Bangladesh 本邦研修を実施しました

当部は、平成25年度から Bangladesh に対する法制度整備支援開始に向けた準備を始め、平成28年度には同国の法律・司法・国会担当大臣（日本の法務大臣に相当）らを日本に招いて共同研究を実施するなどしてきましたが、今般、 Bangladesh 関係者に対する法・司法分野での初めての本邦研修として、平成29年12月4日（月）から同月15日（金）までの間、大阪、東京において、法律・司法・国会担当省（日本の法務省に相当）等で勤務する裁判官15名を対象に、第1回 Bangladesh 本邦研修（以下「本研修」という。）を実施しました。

Bangladesh の法・司法分野では、裁判所に多数の未済事件が滞留していることが深刻な問題となっており、その改善策の一つとして、裁判外紛争解決手続（ADR）の積極的な活用が検討されていることから、本研修ではADRを主要テーマとしました。

なお、当部は平成29年10月から東京都昭島市の国際法務総合センター国際棟に移転しましたが、本研修は、当部が同所で実施する本邦研修として最初のものとなりました。



【稲葉一人中京大学教授による調停人養成の講義の様子（国際法務総合センター国際棟）】



【研修員による Bangladesh のADRの現状についての発表の様子（大阪中之島庁舎）】



【吉野孝義大阪大学大学院客員教授と研修員（大阪中之島庁舎）】

本研修では、大谷剛彦元最高裁判所判事，吉野孝義教授，稲葉一人教授，大貫雅晴元日本商事仲裁協会理事，当部教官らによる講義を実施したほか，最高裁判所，東京地方裁判所及び公益社団法人民間総合調停センターを訪問し，各施設を見学するとともに，関係者から裁判所の事件管理や民間調停の状況等について説明を受け，意見交換するなどしました。研修員は，日本のADRの制度，運用等に強い関心を示し，バングラデシュの実務改善を念頭に積極的に多くの質問をし，それに対して各講師，関係者の皆様から詳しい回答，説明がなされるなど，研修員の関心と日本の知見とがかみ合った充実した研修となりました。

バングラデシュ関係者に対する法・司法分野における本邦研修は，来年度及び再来年度も引き続き実施する予定です。